

月報 司法書士

M O N T H L Y S H I H O - S H O S H I



特集 心の病とケア

精神保健福祉法など精神医療に関する制度と政策動向

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課長 小林 秀幸

精神疾患とは何だろうか——特にうつ病、双極症、統合失調症について

京都大学大学院人間・環境学研究科准教授 松本 卓也

学校におけるメンタルヘルス教育

国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

地域精神保健・法制度研究部研究員 小塩 靖崇

企業に求められるメンタルヘルス対策

臨床心理士・社会保険労務士 涌井 美和子

精神疾患・精神障害における各種支援制度等について

—よくみられる在宅の実践事例を通して—

社会福祉士・精神保健福祉士 鈴木 四季

司法書士と精神保健のかかわり

司法書士・精神保健福祉士 吉弘 裕輔

「担保法制の見直しに関する要綱案の とりまとめに向けた検討(12)」 (部会資料44)について

日本司法書士会連合会

動産・債権等に関する担保法制検討委員会委員 福永 修

法制審議会担保法制部会第46回会議が令和6年6月18日開催された。前回に引き続き「要綱案のとりまとめに向けた検討」として、部会資料44(後記第1、第2)に基づき審議がなされた。すでに全般的に整理された部会資料42について、前回までに検討済みであるところ、ここではそのうちの個別の論点を掘り下げる形で新たな規律提案、問題意識につき議論がなされた。本稿では議論の概要や方向性のみを掲載しているため、詳細については部会資料及び部会議事録をご参照いただきたい。

第1 牽連性のある債権を被担保債権とする 譲渡担保権等の取扱いに関する規律の 適用範囲

1. 部会資料42においては、「①牽連性のある金銭債務『のみ』を担保する動産譲渡担保権」については、当該財産の譲渡に関する対抗要件を具備していなくても、譲渡担保権者は譲渡担保の取得を第三者に対抗することができるものとしていた。ここで牽連性のある金銭債務とは「目的である動産の代金債務」と「目的である動産の代金債務の債務者から委託を受けた者が当該代金債務を履行したことによって生ずるその者の当該債務者に対する求償権に係る債務」を意味し、かつそれに限定することが提案されていた。また、順位の特例として「②牽連性のある金銭債務を被担保債権に『含む』譲渡担保権」は、牽連性のある金銭債務を担保する限度において、競合する他の動産譲渡担保権又は動産質権に優

先することとしていた。ただし特例による保護を受けるための要件として時的制限が設けられており、競合する他の担保権が対抗要件を備える前に、牽連性担保権が第三者に対抗することができる状態にならなければならないこととされていた。具体的には、①の動産譲渡担保権の場合はその成立が、②の場合は目的物の引渡し(占有改定を含む)が、競合担保権の対抗要件(占有改定を含まない)の具備よりも前であれば牽連性担保権が優先的な取扱いを受けられるものとし(占有改定劣後ルールの例外)、さらには競合担保権が集合動産譲渡担保権の場合にはその対抗要件具備時と集合動産への加入時のいずれか遅い時よりも前であれば牽連性担保権が優先的な取扱いを受けられるものとされていた(加入時説の限定的採用)。

2. 今回の部会資料44では、牽連性担保権を政策的に優遇する場面をさらに制限すること、すなわち牽連性担保権の被担保債権者が自己の債権を保全する手段が他にない場合に限りて優遇することにはどうか、その是非が問題提起された。もし優遇の範囲を制限するとすれば、たとえば牽連性担保権の設定に先行して集合動産譲渡担保権が設定され、かつ登記によって対抗要件が具備されているケースに限定するといったこと等が例示されていた。

3. 第46回会議においては、動産譲渡担保権のみならず所有権留保も射程にしたうえで、

優先的な取扱いを認めるべき範囲やその必要性の存否も視野に幅広く議論がなされた。主な議論の状況は次のとおりである。

- (1) 仮に優先特例の適用場面を制限すれば牽連性担保権を取得した者は、その時点で他の譲渡担保権が設定されていない場合にも、その後譲渡担保権が設定される可能性を考慮して対抗要件を事実上具備しなければならず、輸入ファイナンス等、現行実務への影響が大きいことから優遇場面を制限することにつき、多くの消極意見が述べられた。狭義の所有権留保についても消極意見が趨勢であった。
- (2) 消極意見の立場から、担保の公示性を高める観点から極力公示されることが望ましく優遇範囲を制限することに一応の理解が示される一方で、しかし優遇範囲の制限ルールのもとでは法律関係の明確さに欠け無用な紛争を惹起しかねない等の問題点が指摘された。
- (3) 消極意見の立場から、優先の特例は牽連性のある金銭債務を担保する限りにおいてだけ優先させるものなのでさらなる制限を加えなければならない程のものではなく、いかなる場合も制限は不要であるとの少数意見もあった。
- (4) 所有権留保特約未了の売主が、後から動産譲渡担保をした場合にそれを牽連性担保権と整理したうえで、しかしその保護要請の低さに鑑みて優先的な取扱いを受けるためには特例要件（時的制限）を満たす必要があるという議論については、そのような譲渡担保権者は通常の担保権者に過ぎないと評価できるのでそもそも牽連性担保権者に含める必要はないこと、すなわち牽連性担保権の定義の問題として整理すべきであるとの意見があった。
- (5) 牽連性のある金銭債務を被担保債務とする牽連性担保権は、いわゆる個別動産譲渡担保権に限られると考えられるが、集合動産譲渡担保権も含まれる余地があるためその定義を明確にすべきことが指摘された。定義が明確になれば牽連関係が曖昧な場合は優遇の特例を受けられないだけであり曖昧であること自体は問題にならないことになる。

- (6) 優遇の場面に制限を課すことの是非につきいずれの見解に立つとしても牽連性担保権の定義を明確化すべきことが課題として確認された。

第2 動産及び債権以外の財産を目的とする譲渡担保契約の効力について

動産及び債権以外の財産（以下、その他の財産）を目的とする譲渡担保契約について、譲渡担保契約の効力に関する総則規定を適用する等、その適用範囲等について議論がなされた。

- (1) 抵当権の目的となる財産は適用除外の方向性であるところ、建設機械について未登記であれば譲渡担保の規律が適用され、登記済みであれば適用対象外である旨、確認された。
- (2) 目的財産に応じてその性格や性質は様々であり（動産であれば有体物を前提とし、債権であれば第三債務者を前提とする等）、また特別法との関係もあることからすべてにつき規律することはハードルが高いと思われるものの、典型的なものについては引き続き検討することになった。その際に個々の財産に応じた個別の制約事項を整理する必要があることが確認された。